

議案第 35 号

栗山町町税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する 条例の一部を改正する条例

栗山町町税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例（平成 19 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定」を削る。

第 1 条中「悪質な」を削る。

第 2 条第 1 号中「保険料」の次に「、栗山町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 5 号）に規定する保険料」を加え、「栗山町給水条例（昭和 35 年条例第 13 号）」を「栗山町水道事業給水条例（平成 23 年条例第 21 号）」に改め、同条第 3 号中「特定滞納者」を「滞納者」に、「次に掲げる者」を「許認可、補助金の交付又は福祉サービスの提供等（以下「行政サービス」という。）に係る申請時において、定められた納期限を経過した町税等を納税しない者」に改め、同号アからエまでを削り、同条第 4 号中「特定滞納者等」を「滞納者等」に、「規定する特定滞納者」を「規定する滞納者」に改める。

第 3 条の見出し中「特定滞納者等」を「滞納者等」に改め、同条中「特定滞納者等」を「滞納者等」に、「許認可、補助金の交付又は福祉サービスの提供等（以下「行政サービス」という。）」を「行政サービス」に改め、「並びに申請の拒否」を削る。

第 4 条及び第 5 条（見出しを含む。）中「特定滞納者等」を「滞納者等」に改める。

第 6 条を削る。

第 7 条中「特定滞納者等」を「滞納者等」に、「申し出」を「申出」に改め、同条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条中「特定滞納者等」を「滞納者等」に改め、同条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

栗山町町税等の特定滞納者等に対する特別措置に関する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
栗山町町税等の<u>特定滞納者等</u>に対する特別措置に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、町税等の<u>悪質な滞納</u>に対し特別措置を講ずることにより、納税意識の向上と滞納の防止を図るとともに、行政サービスの提供に係る受益と負担に関する不公平感を解消し、もって町民の信頼を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1) 町税等 栗山町税条例(昭和37年条例第6号)に規定する町税、栗山町国民健康保険税条例(平成3年条例第8号)に規定する国民健康保険税、栗山町介護保険条例(平成12年条例第11号)に規定する保険料____ ____、栗山町保育の実施に関する条例(平成17年条例第18号)に規定する保育の実施に要する費用、栗山町公営住宅条例(平成9年条例第10号)に規定する家賃、栗山町町営住宅の使用に関する条例(昭和33年条例第16号)に規定する使用料、栗山町給水条例(昭和35年条例第13号)に規定	栗山町町税等の____滞納者等に対する特別措置に関する条例 (目的) 第1条 この条例は、町税等の____滞納に対し特別措置を講ずることにより、納税意識の向上と滞納の防止を図るとともに、行政サービスの提供に係る受益と負担に関する不公平感を解消し、もって町民の信頼を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1) 町税等 栗山町税条例(昭和37年条例第6号)に規定する町税、栗山町国民健康保険税条例(平成3年条例第8号)に規定する国民健康保険税、栗山町介護保険条例(平成12年条例第11号)に規定する保険料、<u>栗山町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第5号)</u>に規定する保険料、栗山町保育の実施に関する条例(平成17年条例第18号)に規定する保育の実施に要する費用、栗山町公営住宅条例(平成9年条例第10号)に規定する家賃、栗山町町営住宅の使用に関する条例(昭和33年条例第16号)に規定する使用料、<u>栗山町水道事業給水条例(平成23年条例第21号)</u>に規定

改 正 前	改 正 後
する水道料金、栗山町下水道条例（平成19年条例第14号）に規定する下水道使用料、栗山町下水道事業の受益者負担に関する条例（昭和63年条例第24号）に規定する受益者負担金、栗山町農業集落排水施設条例（平成2年条例第16号）に規定する分担金、栗山町立学校給食センター管理規則（昭和40年教育委員会規則第2号）に規定する給食に必要な経費をいう。 （2） 納税義務者 町税等を納税又は納付（以下「納税」という。）義務がある町民又は法人等（以下「町民等」という。）をいう。 （3） <u>特定滞納者</u> 納税義務者のうち、<u>次に掲げる者</u> <u>をいう。</u> ア <u>相当の資力があるにもかかわらず、納税をしない者</u> イ <u>督促等に応じず納税意識のない者</u> ウ <u>納税に係る誓約を守らない者</u> エ <u>その他納税をしない理由が特に不誠実である者</u> （4） <u>特定滞納者等</u> 前号に<u>規定する特定滞納者</u>及びその世帯員をいう。 （<u>特定滞納者等</u>に対する特別措置） 第3条 町長は<u>特定滞納者等</u>に対して、別に規則で定める<u>許認可、補助金の交付又は福祉サービスの提供等（以下「行政サービス」という。）</u>の取消し及び停止並びに<u>申請の拒否等の措置（以下「特別措置」という。）</u>を講ずるものとする。	する水道料金、栗山町下水道条例（平成19年条例第14号）に規定する下水道使用料、栗山町下水道事業の受益者負担に関する条例（昭和63年条例第24号）に規定する受益者負担金、栗山町農業集落排水施設条例（平成2年条例第16号）に規定する分担金、栗山町立学校給食センター管理規則（昭和40年教育委員会規則第2号）に規定する給食に必要な経費をいう。 （2） 納税義務者 町税等を納税又は納付（以下「納税」という。）義務がある町民又は法人等（以下「町民等」という。）をいう。 （3） <u>滞納者</u> 納税義務者のうち、<u>許認可、補助金の交付又は福祉サービスの提供等（以下「行政サービス」という。）に係る申請時において、定められた納期限を経過した町税等を納税しない者をいう。</u> （4） <u>滞納者等</u> 前号に<u>規定する滞納者</u>及びその世帯員をいう。 （<u>滞納者等</u>に対する特別措置） 第3条 町長は<u>滞納者等</u>に対して、別に規則で定める行政サービス <u>の取消し及び停止</u> <u>等の措置（以下「特別措置」という。）</u>を講ずるものとする。

改 正 前	改 正 後
(弁明の機会の付与) 第4条 町長は、前条に規定する特別措置を行うときは、あらかじめ<u>特定滞納者等</u>に対し弁明の機会を付与しなければならない。 (特定滞納者等の確認) 第5条 町長は、町民等から行政サービスの申請があった場合は、当該行政サービスを受けようとする町民等が<u>特定滞納者等</u>であるかどうか確認しなければならない。 (審査委員会の設置) 第6条 町長は、特別措置を厳正に行うため、栗山町町税等<u>特定滞納者審査委員会</u>（以下「審査会」という。）を設置する。 2 前項の審査会に関し必要な事項は、規則で定める。 (特別措置の解除) 第7条 町長は、<u>特定滞納者等</u>が町税等を完納したとき、又は分割納付の<u>申し出</u>があり、その内容を審査の上、町税等の適正かつ確実な納付が見込まれるときは、特別措置を解除することができる。 (不服申立) 第8条 略 (損害賠償等) 第9条 町長は、特別措置を実施した場合において、事実の誤認等が発生し、当該<u>特定滞納者等</u>の権利を不当に侵	(弁明の機会の付与) 第4条 町長は、前条に規定する特別措置を行うときは、あらかじめ<u>滞納者等</u> _____ に対し弁明の機会を付与しなければならない。 (滞納者等 _____ の確認) 第5条 町長は、町民等から行政サービスの申請があった場合は、当該行政サービスを受けようとする町民等が<u>滞納者等</u> _____ であるかどうか確認しなければならない。 (特別措置の解除) 第6条 町長は、<u>滞納者等</u> _____ が町税等を完納したとき、又は分割納付の<u>申出</u> _____ があり、その内容を審査の上、町税等の適正かつ確実な納付が見込まれるときは、特別措置を解除することができる。 (不服申立) 第7条 略 (損害賠償等) 第8条 町長は、特別措置を実施した場合において、事実の誤認等が発生し、当該<u>滞納者等</u> _____ の権利を不当に侵

改 正 前	改 正 後
害したときは、その損害の賠償について誠実に対処しなければならない。 (委任) <u>第 10 条</u> 略	害したときは、その損害の賠償について誠実に対処しなければならない。 (委任) <u>第 9 条</u> 略